

4月から児童扶養手当の一部
支給停止措置が始まります。

対象者

次のいずれか早いほうが経過した方

手当受給開始より5年

平成15年3月31日以前から

受給している方は、平成15年

4月1日が起算日となります。

離婚など手当受給の事由が

発生してから7年

平成22年4月からの適用に

なります。

ただし、いずれの場合も、

起算日に3歳未満の児童を監

護しているときは、当該児童

が3歳に達した日の属する月

の翌月初日を起算日とします。

一部支給停止の額

5年又は7年を経過した月

(以下、「5年等経過月」といい

ます)の翌月から手当額の2分

の1が一部支給停止(以下「減

額」といいます)になります。

減額措置の適用除外

次のいずれかに該当する場

合には、届出によって減額措

置が適用除外になります。

就業、求職活動等自立を図

るための活動をしている。

身体上又は精神上的の障害を

有している。

負傷、疾病もしくは要介護

状態にあること、その他こ

れに類する状態にあるとき。

監護している児童又は親族が

障害の状態にある又は負傷、

疾病もしくは要介護状態にあ

る、その他これに類する状態

にあり、これらの者を介護す

る必要があるため就業するこ

とが困難なとき。

届出時期

減額措置の対象になるとき

に、児童福祉課から個別に通

知します。

減額対象者になると、毎年

現況届時に減額措置適用除

外の届出が必要になります。

適用除外の期間

5年等経過月の翌月分とし

て支給する手当から翌年の7

月(5年等経過月が1月から

6月までにある場合はその年

の7月)まで、減額措置適用

除外となります。

問い合わせ先

児童福祉課

☎52-1114

児童育成支援手当が

廃止になりました。

新規事業等の実施に伴い子

育て支援関係の事務事業の評

価、見直しを行った結果、平

成20年3月31日をもって児童

育成支援手当が廃止になりま

した。

問い合わせ先

児童福祉課

☎52-1114

下野教科書センターを設置

平成20年度より、下野教科

書センターを設置します。

目的

現在出版されている小・中

学校・高等学校の全教科書及

び特別支援学校等の主な教科

書を常時展示することによつ

て、教職員に対しては、より

効果的な学習指導のための資

料として提供したり、保護者

や地域の人々に対しては、利

用によって教科書や教材につ

いての理解を深めたりしてい

たきます。

場所

南河内図書館2階

開館時間

午前9時30分～午後6時

休館日・毎週月曜日他

展示種別

小学校・中学校・高等学

校・特別支援学校等

設置時期

5月1日から

問い合わせ先

学校教育課

☎52-1118

4月から市内小学校の通学区域の一部が変わりました。

市教育委員会では、3町合併に伴い、通学距離に不均衡な地域が生じるなどの通学区域の当面課題について、通学区域審議会に諮問し、その答申の内容を踏まえ、次のように通学区域の一部を変更することになりました。

地 域	変更の内容
医大前 一丁目、二丁目	国分寺小学校から祇園小学校へ変更
医大前 三丁目、四丁目	国分寺東小学校から祇園小学校へ変更
烏ヶ森 一丁目、二丁目	国分寺東小学校から緑小学校へ変更
上大領、中大領、東前原、下大領	石橋小学校、細谷小学校から石橋小学校のみに変更

- (1) ~ については、当分の間は、保護者の申し出により従前の学校を選択できます。
- (2) 変更の時期・・・平成20年4月1日から(入学者は平成21年度の新1年生から対象となります。)
- (3) 在学児童の取り扱い・・・現在、通学している児童については、そのまま変更はありません。

弾力的な取扱地域

通学距離や登下校の安全面などから、保護者の申し出により隣接の学校に変更できる地域

地 域	指定校	変更できる学校
国分寺上町のJR宇都宮線東側の区域	国分寺小学校	緑小学校
笹原の国道4号線東側の区域	国分寺小学校	祇園小学校

小規模特認校

細谷小学校は、小規模特認校になっていますので、自然環境に恵まれた小規模校の特性を生かした教育を希望する児童については、通学区域外からの入学ができます。

《今後は通学区域を含め、学校規模の適正化を進めてまいりますので、ご理解、ご協力をお願いします。》

問い合わせ先

教育総務課

教育総務グループ

☎52-1117